電気事業法第107条第12項の規定に基づき、立入検査の結果を下記のとおり報告します。

記

1　立入検査を受けた電気事業者の氏名及び住所（当該電気事業者が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）
2　立入検査の場所
3　立入検査を行った年月日
4　立入検査を行った結果
5　備考

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十五を次のように改める。

**様式第15**（第16条関係）

表　面

第　　号

電気事業法第107条第13項の規定による立入検査証

広域的運営推進機関

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　印

写真

押出スタンプ

裏　面

電気事業法抜粋

第107条

2　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第2項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一　第28条の43の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第28条の44第１項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとっていること。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで若しくは第７項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

**第六条**　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定小売供給開始の届出）<br>**第十四条**　平成二十六年改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の特定小売供給開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>（指定旧供給区域の変更の許可申請）<br>**第二十条**　平成二十六年改正法附則第十七条第１項の規定により指定旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。<br>一　［略］<br>二　増加し、又は減少する指定旧供給区域の境界を明示した地形図<br>三　指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類<br>四　指定旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類<br>五　指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書<br>六　指定旧供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図<br>七　指定旧供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し<br>八　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が指定旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し<br>2　［略］ | （特定小売供給開始の届出）<br>**第十四条**　平成二十六年改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の特定小売供給開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>（旧供給区域の変更の許可申請）<br>**第二十条**　平成二十六年改正法附則第十七条第１項の規定により旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十一の旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。<br>一　［略］<br>二　増加し、又は減少する旧供給区域の境界を明示した地形図<br>三　旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書<br>四　旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類<br>五　旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書<br>六　旧供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図<br>七　旧供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し<br>八　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し<br>2　［略］ |